

別紙

景観行政の今後の方向性に関する提言（案）

～ 景観を育み、活かし、未来へつなぐ～

令和 年 月

景観審議会

目 次

1	はじめに	1
2	景観行政のこれまでの歩みと主な成果	2
3	現状と課題	7
4	景観行政の今後の方向性について（提言）	8
	（参考）提言を踏まえた実現プラン	12
参考資料 1	景観行政の変遷	16
参考資料 2	景観形成地区等の指定状況	17
参考資料 3	検討の経緯	18

1 はじめに

兵庫県（以下「県」という。）は、優れた景観の創造と保全を図るため、全国に先駆けて、1985（昭和60）年に「都市景観の形成等に関する条例」を制定し、以来40年にわたり地域の個性を活かした美しい景観づくりに取り組んでいる。

この間、1993（平成5）年には同条例の対象区域を都市部から県全域に拡大して「景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）」に改称・改正し、豊かな自然や歴史的なまちなみ、地域固有の文化的景観を保全するとともに、その美しく魅力ある地域の貴重な景観資源を大切にする意識の醸成にも取り組んできた。また、地域の景観に及ぼす影響が大きい大規模な建築物や特定の用途の建築物等について、県全域を対象に景観誘導を行ってきたことで、周辺景観に著しく不調和な建築物等の立地を抑制してきた。さらに、直近では、景観形成地区内で特に優れた景観の形成を図る必要がある区域を「景観形成重点区域」として指定する制度の創設や、地域特有の景観や日常に隠れた何げない景観を「景観遺産」として登録・情報発信するなど、全国でも先進的な取組を進めている。

一方で、人口の減少や偏在化（都市への人口集中）、デジタル技術の進展、観光・交流の多様化など、景観を取り巻く環境は大きく変化している。このことから、条例制定から40年の節目に、これまでの成果を踏まえつつ、次の世代に引き継ぐべき魅力ある景観の保全や活用に向け、今後、県として取り組むべき方向性について、提言として取りまとめた。

これからの景観行政では、市町や景観まちづくり団体、民間事業者、専門家との連携を一層強化し、景観資源を守りながら新たな価値を創出する取組を推進していくことが重要である。

景観は単なる風景ではなく、先人たちが紡いできた地域の歴史や文化、人々の暮らしを映し出す財産である。その魅力を次世代に継承し、地域の活力と誇りを高めるため、ここで示した提言が実効性のある行動につながることを期待する。

2 景観行政のこれまでの歩みと主な成果

県の景観行政は、緩やかなルールと主体的・自発的な取組を促すことを基本とし、景観法（平成16年法律第110号）施行後も独自に条例の運用を続けることで、地域に根ざした景観の形成を着実に進めてきた。

(1) 条例に基づく施策・制度

ア 県全域における景観誘導

(ア) 大規模建築物等（届出制度）（1985(昭和60)年創設、1993(平成5)年改正）

周辺景観に及ぼす影響の大きい一定規模以上の建築物等について、意匠、色彩等に関する景観基準（以下「大規模建築物等景観基準」という。）を定め、新築、増改築等を行う場合に届出を求める。

計画の内容が大規模建築物等景観基準に適合しない場合は指導等を行うことで、地域の景観との調和を図る。

(イ) 特定建築物等（景観影響評価・届出制度）（2006(平成18)年創設、2008(平成20)年改正）

地域の景観との調和が特に求められる一定規模以上のホテル・旅館、ぱちんこ店等について、意匠、色彩等に関する景観基準（以下「特定建築物等景観基準」という。）を定め、新築、増改築等を行う場合に、景観影響評価手続及び届出を求める。

景観影響評価手続において、計画段階から住民の意見を聴き、計画の内容が特定建築物等景観基準に適合しない場合は指導等を行うことで、より地域に望ましい景観形成を図る。

(ロ) 公共施設景観指針（2004(平成16)年創設）

県の公共施設の設置又は管理に関する景観指針である「公共施設景観指針」を定め、公共施設の設置又は管理をする場合にこれに従うことで、公共施設と地域の景観の調和を図る。

(ハ) 地域景観形成等基本計画（2007(平成19)年創設）

広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域において、景観施策を総合的・計画的に推進するため、「地域景観形成等基本計画」を定める。

地域景観形成等基本計画は、複数の市町にまたがる広域的な地域を対象とし、その地域の景観形成の目標や取組の方向性を定めることで、景観づくりの担い手がそれらを共有し、連携協調した取組が図られることを目指す。

イ 良好な景観を阻害する物件等の改善

(ア) 建築物等その他の物件の管理（景観上支障となっている建築物等への対応）

（2013(平成25)年創設）

建築物、工作物、広告物等の所有者等に対して、その物件の外観が周辺の良好な景観の支障とならないように適切に管理するよう求める。

また、景観形成地区及び広域景観形成地域（主要幹線の沿道等）においては、外壁や屋根等の外観に一定の破損・腐食が生じている場合に、所有者等に対して、指導・助言、勧告を行い、さらに、特に著しい破損・腐食が生じている場合は命令を行うことで、周辺景観に悪影響を及ぼす物件の改善を図る。

(イ) 空地の利用又は管理（景観上支障となっている空地等への対応）（2007(平成19)年創設）

土石採取跡地、資材置場等の空地の利用又は管理について、景観上配慮すべき事項に関する景観基準（以下「空地利用等景観基準」という。）を定める。

空地の利用又は管理の状態が空地利用等景観基準に著しく適合しないときは、その所有者等に対して、指導・助言、勧告を行うことで、周辺景観に悪影響を及ぼす空地の改善を図る。

ウ 指定地区・地域における優れた景観の形成

(ア) 景観形成地区（1985(昭和60)年創設、1993(平成5)年改正）

優れた景観を創造又は保全する必要がある地域（区域がひとつの市町の区域に存するものに限る。）を「景観形成地区」として指定し、地区の目指すべき景観に応じた景観形成基準を定める。

建築物等の新築や増改築、広告物等の表示、屋外自動販売機の設置等を行う場合に届出を求め、地区の特性に応じた景観の形成を図る。

(イ) 広域景観形成地域（1993(平成5)年創設、2013(平成25)年改正）

幹線沿道や河川流域、海岸地域等、複数の市町の区域に広がる景観の形成については、県と関係市町の連携協調による取組が求められる。

このため、複数の市町の区域に広がる優れた景観を創造又は保全する必要がある地域を「広域景観形成地域」として指定し、地域の目指すべき景観に応じた広域景観形成基準を定める。

大規模建築物等の新築・増改築、広告物等の表示等を行う場合に届出を求め、地域の特性に応じた景観の形成を図る。

(ウ) 景観形成重点区域（2022(令和4)年創設）

景観形成地区又は広域景観形成地域内の特に優れた景観の形成を図る必要

がある区域を「景観形成重点区域」として指定し、特に景観形成に必要な事項として景観形成重点基準を定める。

また、景観形成重点区域の優れた景観を展望できる地点を「景観展望地点」として指定する。

建築物等の新築や増改築、広告物等の表示、屋外自動販売機の設置等を行う場合に届出を求め、区域の特性に応じた景観の形成を図る。

(イ) 星空景観形成地域 (2005(平成17)年創設)

市町と住民が美しい星空景観を地域の財産として保全しようとする取り組みをしている地域などで、美しい星空が見える環境を創造・保全する必要がある地域を「星空景観形成地域」として指定し、照明器具の設置又は使用に関する基準(以下「星空景観形成照明基準」という。)を定める。

照明器具を設置し、使用する場合に星空景観形成照明基準の遵守を求めるとともに、多数の照明器具を使用する施設の新設や改修等を行う場合に届出を求め、美しい星空景観の形成を図る。

エ 景観資源の保全と活用

(ア) 景観形成重要建造物等 (2004(平成16)年創設、2013(平成25)年改正)

地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建造物又は樹木について、それぞれ「景観形成重要建造物」又は「景観形成重要樹木」として、所有者の同意を得て指定する。

所有者等が適切な維持管理に努めることで、地域の人々に親しまれる貴重な景観資源を保全するとともに、地域の住民の景観の形成に向けた意識の高揚、活動の促進等を図る。

また、景観形成重要建造物の保存活用に当たり、建築基準法(昭和25年法律第201号)への適合が困難な場合は、同法の適用が除外できるよう、所有者が作成する保存活用計画を認定することで「現状変更の規制及び保存のための措置」を講じる(以下「認定景観形成重要建造物」という。)

(イ) 景観遺産 (2022(令和4)年創設)

地域特有の景観や日常に隠れた何げない景観を「景観遺産」として登録して情報発信し、身近な景観の意義や魅力を県民に広く周知することで、ふるさと意識を醸成し、地域の活性化へつなげる。

オ 住民の参画と協働による景観の形成等

(ア) 景観形成等住民協定 (1993(平成5)年創設)

地域の住民が主体となって、地域の景観形成に必要なルールを定め、住民協定を締結することができる。協定の内容が一定の要件を備えている場合に「景観形成等住民協定」として認定し、協定に基づく景観の形成等に関する活動に

対して、技術的支援等を行う。

(イ) 景観形成等協議会（1993(平成5)年創設）

景観形成等住民協定を締結した地域住民は、景観の形成等に関する活動を進めるため、規約を定めて協議会（以下「景観形成等協議会」という。）を設置することができる。

景観形成地区（景観形成地区に指定しようとしている区域を含む。）において、景観形成等協議会によって、適宜、住民協定の適切な見直しが行われ、住民協定に基づく活動が効果的に実施されているときは、協定の内容を景観形成基準に反映するよう努める。

(ウ) 景観形成等推進員（2004(平成16)年創設）

景観の形成等に関する知識・技術を有し、一定要件に該当する者は、「景観形成等推進員」として登録を受けることができる。

景観形成等推進員には、県・市町の景観施策への協力や住民による景観の形成等に関する活動支援を行うことで、行政と県民・事業者とをつなぐ役割を果たす。

(エ) 事業者と知事との協定（2004(平成16)年創設）

地域の景観に及ぼす影響の大きい事業活動を行う事業者との間で、事業活動を行う区域及びその周辺地域に係る景観の形成等に関する協定を締結することができる。

カ 景観づくりへの支援

景観基金（1990(平成2)年創設、2001(平成13)年拡充）

県民や事業者による自主的な景観づくりを支援するため、1990（平成2）年に財団法人兵庫県都市整備協会（現：公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター）と連携して「都市景観形成助成事業」を開始した。

2001（平成13）年には事業名を「景観形成支援事業」と改め、新たに専門家の派遣等を行うこととしたほか、その後も景観条例の改正による新たな制度導入等に合わせて助成・支援対象を拡大するなど、充実した支援を継続的に実施している。

(2) 指定等の実績

ア 景観形成地区等

制度創設から35地区・地域を指定した。現在は、指定後市町が独自の景観施策に移行した区域を除く22地区・地域において条例による指定がなされている。また、景観形成地区等のうち3地区内で景観形成重点区域を指定している。

<指定状況>

- ・ 景観形成地区 16地区
 - うち景観形成重点区域に指定
 - ①三木市三木城下町地区
 - ②佐用町平福地区
 - ③宍粟市山崎町山崎地区
- ・ 広域景観形成地域 5地域
- ・ 星空景観形成地域 1地域

イ 景観形成重要建造物等

制度創設から137件を指定（うち6件指定解除）した。

なお、昨年度（2024(令和6)年度）の第17次指定においても蛭田理研事務所（西脇市）、花井家住宅（高砂市）等の4件を新規指定するなど、継続的に指定を拡大している。

また、認定景観形成重要建造物として「西脇小学校保存活用計画」により同小学校を認定（重要文化財指定により認定を解除）した。

ウ 景観遺産

制度創設から3件を登録した。

- ①織物産業を象徴するノコギリ屋根（西脇市、加東市、多可町）
- ②“和牛の聖地”～純血種「但馬牛」のルーツ～（香美町）
- ③北但大震災からの復興を今に伝える「豊岡震災復興遺産」（豊岡市）

(3) 情報発信

ひょうごの景観ビューポイント150選（2019(平成31)年公表）

「ひょうごの景観ビューポイント150選」を選定し、SNSや観光ガイドを通じて情報発信し、観光客誘致と地域景観の再認識を促進している。また、次世代への周知のため小中学生向け出前講座を実施している。

- ・ SNS フォロワー数 Instagram：約12,000、X：約6,000（2026(令和8)年2月現在）
- ・ 出前講座 37校（2026(令和8)年2月現在。2025(令和7)年度：4校実施）

3 現状と課題

県は、景観形成を推進するために条例の改正や支援制度の整備を行いながら、地域主体の取組を支援してきたが、少子高齢化等による景観まちづくりの担い手不足や景観資源の老朽化、情報発信の不足など、持続的な景観まちづくりを困難にする課題が顕在化している。

(1) 景観まちづくりの担い手不足

景観形成地区等のまちづくり活動では、中心となる人材が高齢化し、後継者が育っていないなど担い手が減少しており、活動の継続性の確保が難しくなっている。また、現在の活動は地域住民や専門家のボランティアに大きく依存しており、資金や時間の制約から、長期的な取組が難しい状況である。

(2) 景観資源の老朽化と空き家の増加

景観形成地区等の建造物は、老朽化が進んでおり、対応が遅れた場合に外観の腐朽や破損が景観の質を低下させる。また、人口減少等により、適切に管理されていない空き家が散在し、景観への悪影響が懸念される。こうした景観資源となる建造物の老朽化や空き家の増加などにより、面的な景観が維持できないおそれがある。

(3) 情報発信の不足

景観資源に歴史や文化などのストーリー性を付与し、情報発信する取組を進めてきたものの、SNSやメディアの活用が限定的で、地域内外への発信が不十分なため、認知度向上に課題が残っている。また、観光・地域振興部局との連携を活かした広報・PR体制が十分に整備されていない。

(4) 景観形成に寄与する建造物等の維持管理の困難性

景観形成に寄与する建造物等の所有者の高齢化や後継者不在により、適切な維持管理が難しく、景観形成重要建造物の指定解除や滅失のリスクが高まっている。また、維持管理のための資金や相談体制の不足も課題となっている。

これらの課題は、景観まちづくりの持続を困難にし、地域の魅力や価値の低下につながる可能性がある。今後は、専門家などの人材の育成、支援体制の強化、観光や地域振興との連携促進、維持管理支援の充実など、総合的な対応が必要である。

4 景観行政の今後の方向性について（提言）

これまでの景観行政は、優れた景観の創造と保全に力を注ぎ、地域の魅力を育んできたが、今後は、その成果を未来に継承し、景観資源を守りながら新たな価値を創出する取組を進めていく必要がある。

そのためには、前述の課題に的確に対応し、景観資源を適切に保全し、活用することにより地域で暮らす価値や誇りを高め、さらに観光や地域振興へとつなげていく取組が必要である。さらに、行政主導や補助金頼みの景観まちづくりではなく、地域の担い手に利益が還元される民間主導の循環型の取組への転換を市町と連携しながら進めていく必要がある。

県は、景観形成地区等の指定をした景観資源を未来に継承する責任の下、民間主導の循環型の景観まちづくりへの転換を後押しするため、地域の魅力を高め、人の流れと経済活動を生むことを目的とした景観資源のさらなる価値付けや情報発信を担う。また、取組のプロセスや成果を事例として整理・定型化し、市町の取組のモデルとなるよう提供することで、県全体の景観形成を推進する。

こうした課題認識を踏まえ、本提言では、これまで県が積み重ねてきた景観形成の成果を礎に、次の3つの観点から具体的な施策の方向性を示す。

- ① 住民や民間主体の景観まちづくりの推進
- ② 観光・地域振興に向けた景観資源の活用の方策
- ③ 景観形成に寄与する建造物等の持続する保全の在り方

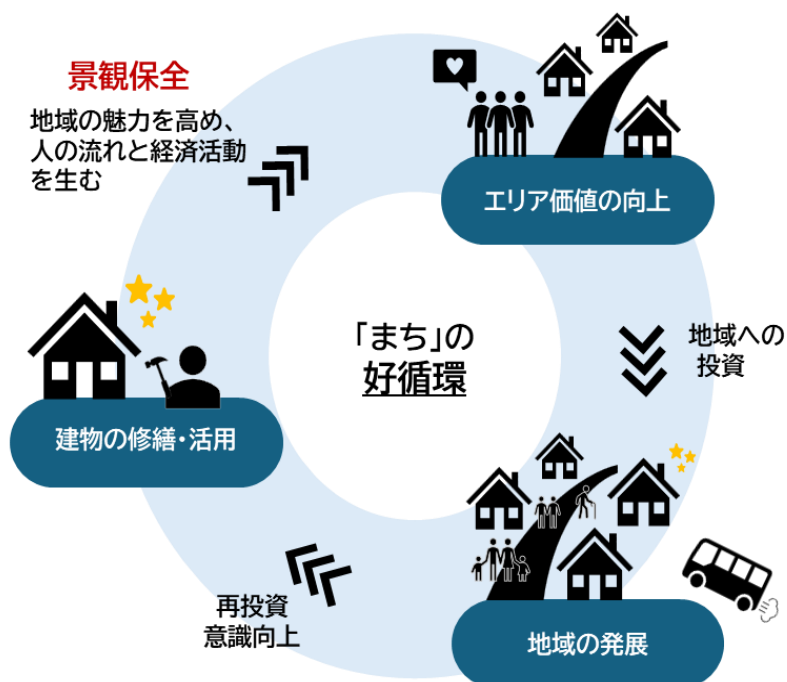


図 理想とする景観まちづくりのイメージ

① 住民や民間主体の景観まちづくりの推進

(1) 地域が主体となった景観まちづくり

県が推進するエリアマネジメントに係る取組と連携を図りながら、民間事業者や専門家とも協働した地域の景観まちづくり団体の活動を通じて景観資源の面的な活用を推進する。これらの取組では、景観形成地区等の景観資源や地域特性に十分配慮し、地域の実情に即した柔軟かつ持続可能な運営を行うことで、景観保全と地域振興の両立を目指す。なお、景観資源については、建造物に限定せず、地域の景観の構成要素でもある河川や公園、道路などの公共空間も積極的に活用し、地域全体での景観まちづくりを推進する。

また、地域が主体となって景観資源を守る「景観形成等住民協定」などの制度を分かりやすく周知し、必要に応じて見直しを行うとともに、住民のアイデアを景観政策に反映させる仕組みを構築する。こうした取組により、地域の理解と参加を促進し、景観形成の実効性を高めることができる。

(2) 景観まちづくりの担い手の育成

市町と連携して、景観形成地区等においてエリアマネジメントを担う人材や民間事業者を発掘するとともに、県が推進するエリアマネジメントに係る取組における担い手育成プログラムを活用して、人材や団体の育成に取り組む。

また、景観まちづくりを担う未来の人材を育成するため、高等学校、高等専門学校又は大学での地域学習や研究調査を活用し、次世代の担い手候補と地域のつながりを強化する。例えば、高等学校の地域学習で「ひょうごの景観ビューポイント150選」等を教材として活用することや、市町ごとに高等専門学校又は大学の学生による地域調査を通じて地域との関係性を深めることにより、次世代の担い手候補を育成する。これにより、若年層が地域の景観資源や歴史文化に関心を持ち、地域課題の解決に主体的に関わる機会を創出できる。また、学生の調査結果を地域の景観まちづくり計画に反映することで、学術的知見と地域実践の融合が進み、地域住民との協働による持続可能な景観形成が期待される。

(3) 景観まちづくりの取組に関する情報発信

景観まちづくりの取組や実績、地域のキーパーソンの情報を広く発信し、担い手の信頼向上を図るとともに、景観を支える人材に焦点を当てた広報を積極的に展開する。こうした情報発信により、地域内外の理解と共感を促し、景観形成への参加意欲を高めることができる。

② 観光・地域振興に向けた景観資源の活用の方策

(1) 地域景観の特性や魅力を情報発信

県の景観に関する専用ホームページを新たに整備し、美しいまちなみとその背後に広がる豊かな自然景観や田園風景を組み合わせで紹介するなど、地域景観の魅力を効果的に発信する。その際には、動画コンテンツの積極的な活用やインフルエンサーとのタイアップが考えられる。例えば、県の絶景スポットを紹介する動画制作や季節ごとの景観写真を投稿することで、視覚的な魅力を強化し、幅広い層へ波及的な情報発信を図る。こうした情報発信は、地域の認知度の向上や観光誘致に寄与するだけでなく、景観保全への関心を高め、住民参加を促進する重要な手段となる。

また、景観をテーマにしたオリジナルグッズの製作や、県の景観をオープンデータ化し、オンライン会議ツールの背景画像として活用してもらう取組等を通じて、県の景観への関心を高める。

(2) 関係機関と連携した景観資源の活用

観光や産業振興の担当部局と協力し、景観資源の魅力を積極的に発信することで、地域の認知度向上とブランド力強化を図る。その一環として、歴史的な建造物と地域文化を組み合わせたツアーなどのモデルコースを設定し、地域製品の販売や体験型イベントと連動させることで、地域の魅力を総合的に発信し、観光誘致と地域経済の活性化を図る。

また、景観政策に関する取組や成果を観光・都市計画・土木などの関連学会や専門フォーラムに積極的に周知・発表することで、専門家とのネットワークを強化し、地域の取組を広く共有・評価してもらうことも重要である。

(3) 新たな景観資源の発掘

多自然地域における棚田や里山などの魅力的な景観資源を地域と協働して掘り起こし、それを広く発信することで、地域への愛着や誇りを醸成するとともに、地域・産業振興につなげる。

また、景観形成地区等の指定において、景観形成等住民協定の事例（多可町加美区箸荷地区・佐用町田和地区）をモデルに農村景観の価値を再評価するとともに、デジタル技術を活用した取組を検討する。例えば、田園風景をドローンで撮影し、上空からの映像を楽しむことで景観の魅力を新たな視点で発掘・発信する。

③ 景観形成に寄与する建造物等の持続する保全の在り方

(1) 建造物等の保全・活用に係る相談窓口の一元化

地域ごとに総合的な相談窓口を設置し、専門家を擁する団体を公的に認定して配置することで、所有者が安心して相談できる体制を整える。その窓口は、相談から現地調査、活用提案、継続的フォローまでを一括対応できる仕組みとし、所有者と活用希望者のマッチングを行う体制も構築する。また、景観資源に関する情報の収集・共有に向け、当該認定団体と市町との連携を強化する必要がある。

(2) 景観保全を支えるネットワークの構築

景観の保全に関する技術的ノウハウや建造物等の基礎情報（保存計画・改修履歴等）の蓄積と共有の仕組みを整備し、県・市町の連携はもちろんのこと、まちづくりや建築、文化財、環境など部局横断型の連携も強化する。こうした連携により、景観資源の価値を多角的に評価し、持続可能な保全と活用を実現することが期待される。

また、景観資源には庭園や樹木なども含まれるため、各分野での専門家との情報共有する体制も強化する必要がある。

(3) 修景等に関する支援の見直し

県は、景観基金を活用した景観形成支援事業を先進的に運用し、地域景観の形成に貢献してきた実績を踏まえ、今後はその仕組みをさらに強化する取組を進める。具体的には、ふるさと納税やクラウドファンディングを活用し、地域の課題解決や活性化に資する建造物等の保全・活用に対する柔軟な支援を行うとともに、これらの寄附を景観基金に補填することで、持続的な財源確保を図る。

(参考) 提言を踏まえた実現プラン

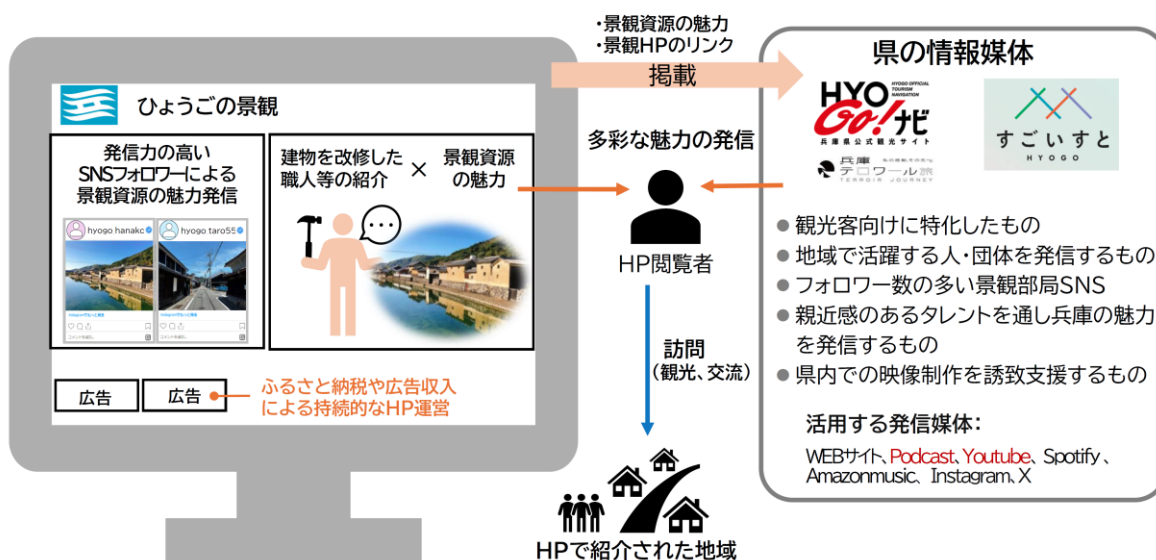
提言を踏まえた施策については、県において今後検討を重ね、必要な予算を確保しつつ、実現に向けて計画的に取り組まれることを期待する。本提言の趣旨をよりの確に伝えるため、参考として施策のイメージを次のとおり例示する。

plan 1 景観資源の魅力や景観まちづくり活動の情報発信

提言①(3)・②(1)

県内の優れた景観を効果的に伝えるため、専用ホームページを新たに整備すること。このサイトでは、景観や風景を応援したくなる仕掛けを設け、ふるさと納税や寄附、現地訪問への誘導を図る。

また、既存の観光・地域振興を目的とした他部局の情報媒体とも連携し、景観資源の魅力が多角的に発信する。

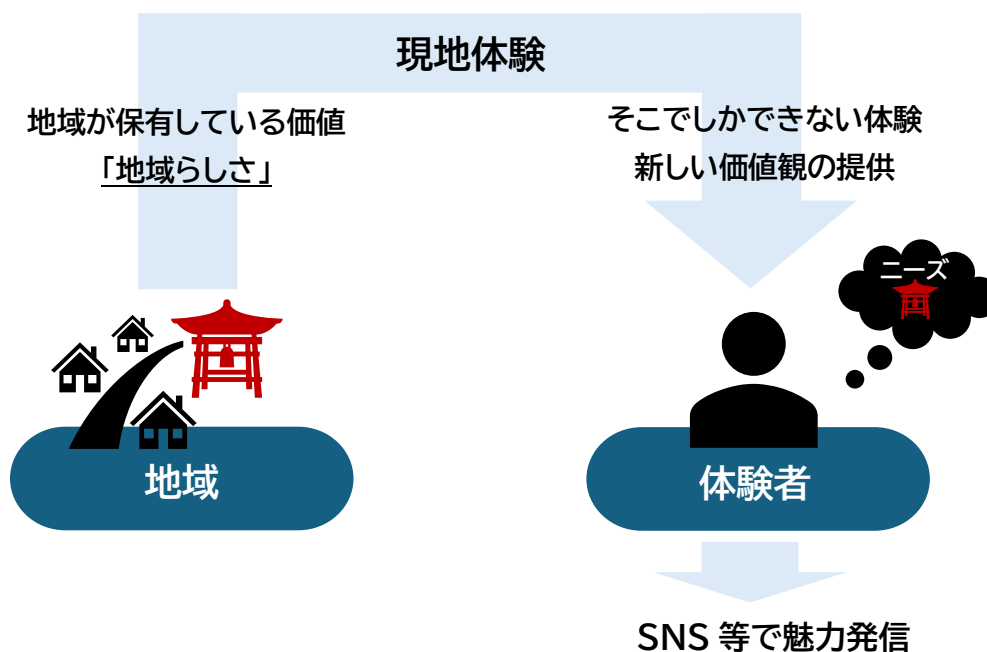


参考図1 専用ホームページによる情報発信のイメージ

専用ホームページの掲載例示

- ・ 絶景スポット紹介動画や季節ごとの景観写真
- ・ 景観形成地区の特徴と魅力
- ・ 景観まちづくりの事例やキーパーソンの紹介
- ・ 景観を支える専門家や職人の活動事例と人物紹介
- ・ 発信力の高いSNSフォロワーによる景観資源の魅力発信
- ・ 観光・地域振興関連サイトへのリンク

景観資源と深く関係する歴史や文化、産業などと連携し、各地域のモデルコースを設定する。また、ほかでは味わえないその地域ならではの体験型のプログラムを企画・実施し、実際の体験を通じて地域の価値を発信する。加えてSNSやインフルエンサーとのタイアップにより、企画内容や地域の魅力を広く発信し、地域への関心を高める。

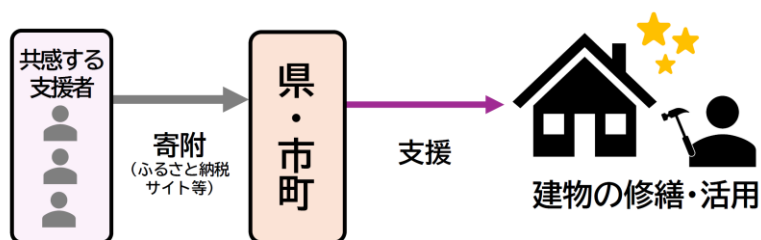


参考図2 現地体験型企画のイメージ

現地体験の例示

- ・ 景観形成地区をバス等で周遊する体験型観光
- ・ 景観と地域文化を楽しめるエリア別の現地体験プログラム（「ひょうご景観ビューポイント150選」案内付き）
- ・ ドローン等を活用した空撮映像による体験プログラム（多自然地域の絶景を上空から体験）

景観形成に寄与する建造物等の維持管理や活用に対して、ふるさと納税やクラウドファンディングを活用した支援を行う。これにより、地域の課題解決や活性化に資する持続的な保全・活用を促進し、寄附者については関心のあるプロジェクトに直接寄附ができ、地域や建造物のプロモーション効果やファン拡大にもつながる。



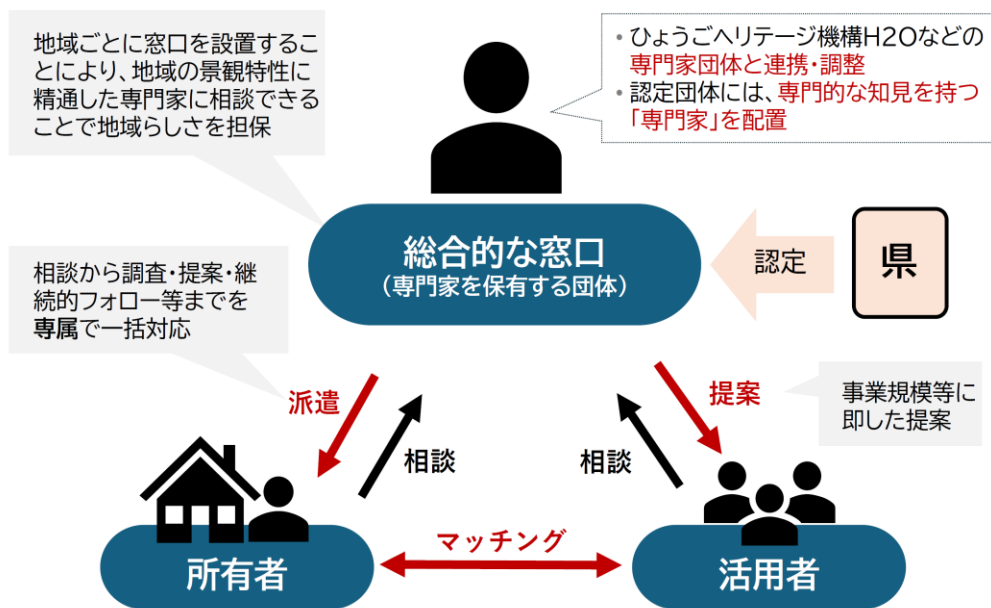
参考図3 ふるさと納税等による支援イメージ

ふるさと納税等の寄附活用の取組例示

- ・ クラウドファンディング型ふるさと納税による建造物の保全・活用支援
- ・ ふるさと納税を活用した景観基金の拡充
- ・ 新聞広告に「ひょうご景観ビューポイント150選」を掲載し、QRコードで寄附サイトへ誘導
- ・ 景観と地域文化を楽しめるエリア別の現地体験プログラムを返礼品として提供
- ・ 市町に向けて成功事例の共有と普及

建造物等の保全・活用にに関する総合的な相談に対応するため、地域ごとに窓口を設置し、窓口となる団体は公的に認定し、信用力を付与する。

また、窓口には専門家を配置し、所有者と活用希望者のマッチングや事業に即した提案を行うことで、地域の景観特性を活かした活用を促進する。



参考図 4 保全・活用の総合窓口のイメージ

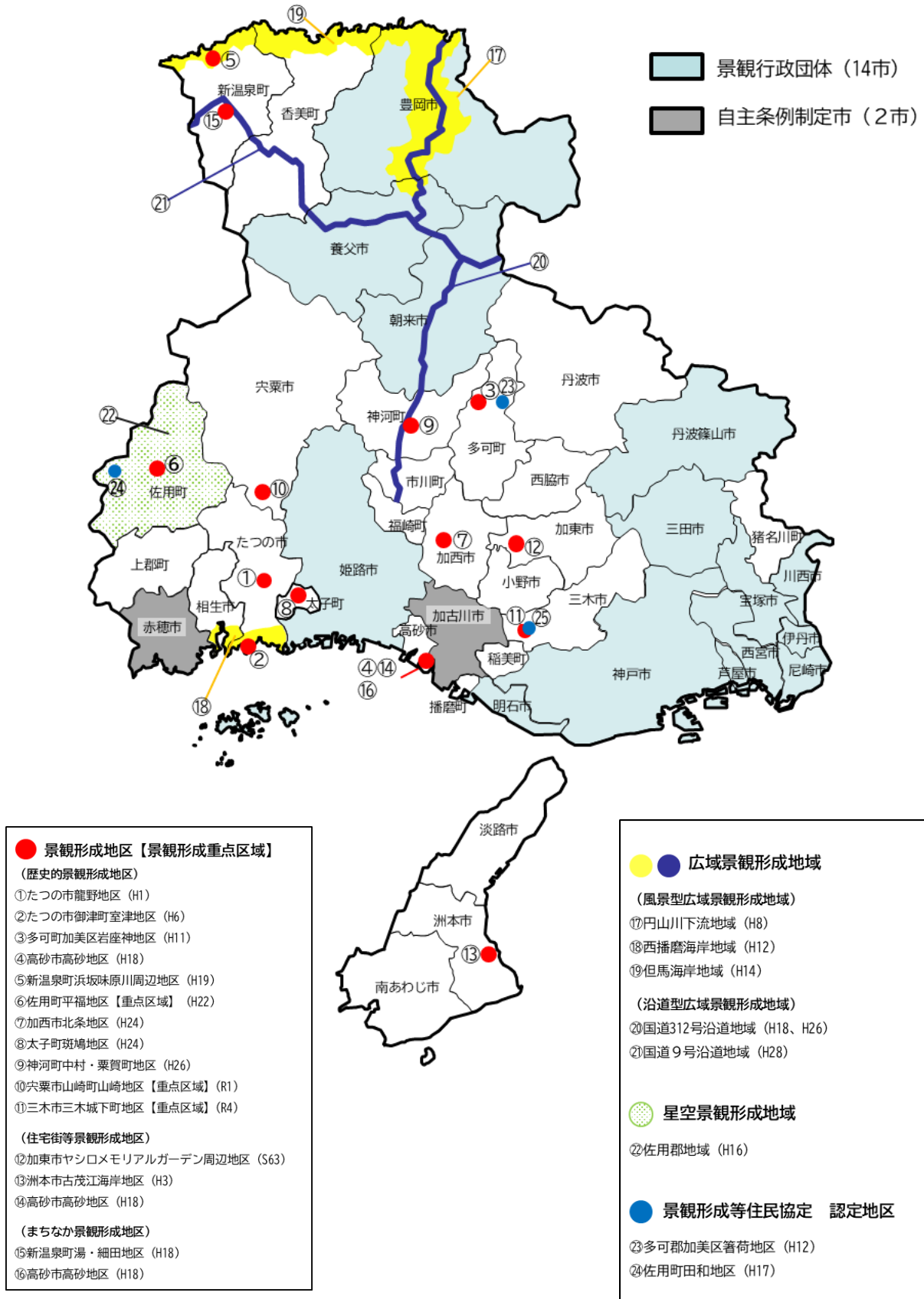
参考資料1 景観行政の変遷

年度	S60	H1	H5	H10	H15	H20	H25	R1	R5
	○景観法 公布(H16.6)								
	◎都市景観の形成等に関する条例 制定(S60.3) 改正(H16.10) ■ ◆改正(H19.3) ☆改正(H25.3) ★改正(R4.3)								
	◇改正(H18.3) ☆改正(H25.3) ●基本方針 改正(H2.6.10) ●基本方針 改正(R4)								
	□「景観の形成等に関する条例」に改称・改正(H5.3)								
	●都市景観形成等 基本方針策定(S61.2) ●景観形成等 基本方針策定(H5.10)								
	◎都市景観形成地区(S60) □景観形成地区(H5)(指定実績28地区、現在の指定16地区)								
	□風景景観地域(H5) ☆広域景観形成地域(H25)(指定実績6地域、現在の指定5地域)								
	□景観形成等住民協定(H5)(認定実績4地区、現在2地区)								
	■星空景観形成地域(H16)(指定1地域)								
	★景観形成重点区域(R4)(指定3地域)								
	★景観遺産(R4)(登録3件)								
	■景観形成重要建造物等(H16)(指定実績137件、現在の指定131件)								
	☆認定景観形成重要建造物(H25)(指定実績1件)								
	◆景観形成等基本計画(H19)(西播磨・丹波地域策定(H20.7))								
	◎大規模建築物等届出制度(S60,H5改正)								
	◇景観影響評価制度(景観アセス)(H18,H20改正)								
	◆空地利用等景観基準(H19)								
	☆建築物等の物件の管理(景観支障建築物)(H25)								
	ひょうごの景観ビューポイント150選(H31)								
	景観基金 設置(H2.10) 景観形成支援事業								
	○屋外広告物条例 制定(H4.3)								
	○緑豊かな地域環境の形成に関する条例 制定(H6.3)								
景観行政団体	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市、伊丹市、三田市、丹波篠山市、豊岡市、豊岡市、宝塚市、朝来市、芦屋市、川西市、養父市								

◎各制度の符号は、条例制定又は改正符号に示す年月に創設されたもの

※ 各制度の符号は、条例制定又は改正符号に示す年月に創設されたもの

参考資料2 景観形成地区等の指定状況



参考資料3 検討の経緯

景観行政における今後の施策の方向性に関する検討の経緯

令和7年10月23日	令和7年度第1回 景観審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・景観行政における今後の施策の方向性について（諮問） ・景観行政における今後の施策の方向性に関する検討懇話会の設置
令和7年11月17日	第1回懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定40年間の取組について ・県内外の取組事例について ・3つの観点※について <p>※ ①住民や民間主体の景観まちづくりの推進 ②観光・地域振興に向けた景観資源の活用の方策 ③景観形成に寄与する建造物等の持続する保全の在り方</p>
令和7年12月17日	第2回懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲストスピーカーによる情報提供 （テーマ）歴史的建築物の保存・活用への取組 株式会社こうべ未来都市機構 経営企画部資産活用室課長 片山 直子 氏 ・景観行政における今後取り組むべき方向性について
令和8年2月3日	第3回懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・景観行政の今後の方向性に関する提言（案）の取りまとめ
令和8年2月16日 （予定）	令和7年度第2回 景観審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・景観行政における今後の施策の方向性について（答申） ・景観行政の今後の方向性に関する提言
令和8年3月20日 （予定）	景観条例制定40周年 記念フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「兵庫県の景観まちづくり これまでとこれから」景観審議会会長 八木 雅夫 （会場）豊岡市役所 稽古堂3階

懇話会委員名簿（敬称略）

氏名	所属・役職等
八木 雅夫（座長）	独立行政法人国立高等専門学校機構有明工業高等専門学校長
阿久井 康平	大阪公立大学大学院現代システム科学研究科准教授
井上 あい子	総務省地域情報化アドバイザー
今西 珠美	流通科学大学商学部教授
出町 慎	特定非営利活動法人佐治倶楽部代表